

ベルピアノ病院 面会規定

第1条（目的）

本規定は、入院患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上を図るため、面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

面会は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策やその他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本とする。

第3条（面会時間および場所）

- 1 面会時間は、原則として14時から19時までとする。
- 2 面会場所は、病院が指定する場所とする。

第4条（面会者および人数）

- 1 面会者は、原則中学生以上とする。
ただし、病状、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 2 発熱や咳嗽などの感染症を疑う症状、その他体調不良のある者の面会は認めない。
- 3 面会人数は、一律の制限は設けませんが、他の患者の安静及び療養環境に配慮し、社会通念上妥当な範囲の人数とする。

第5条（面会者の遵守事項）

- 1 面会者は、サービスステーション（病棟）にて面会の手続きを行う。
- 2 面会者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為。
 - (2) 病棟内での飲食と酒気を帯びての面会
 - (3) 無断での病室の移動や他の患者の病室、サービスステーション等への立ち入り
 - (4) 無断での写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
 - (5) 医療機器等への接触または操作
 - (6) 生花や許可のない飲食物の持ち込み
 - (7) 病院職員の指示に従わない行為
- 3 病院は、面会者が本規定に違反した場合またはそのおそれがあると認めた場合は、直ちにその面会を中止させることができる。

第6条（面会の制限）

- 1 次の場合には、面会を制限することがある。ただし、必要以上に厳格な制限とならないように配慮するものとする。
 - (1) 患者が感染症に罹患している等、医療上面会が適当でないと判断した場合
 - (2) 感染症の流行状況により、制限が必要と判断した場合
 - (3) 病院管理上、安全確保または診療への支障を回避するため、制限が必要と判断した場合
- 2 面会制限の内容等については、院内掲示とホームページ等により周知し、状況の改善に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第7条（規定の見直し）

- 1 本規定は、病院運営上必要がある場合など必要に応じて適宜見直しを行うものとする。